令和4年度 簡易専用水道検査顧客アンケート調査結果

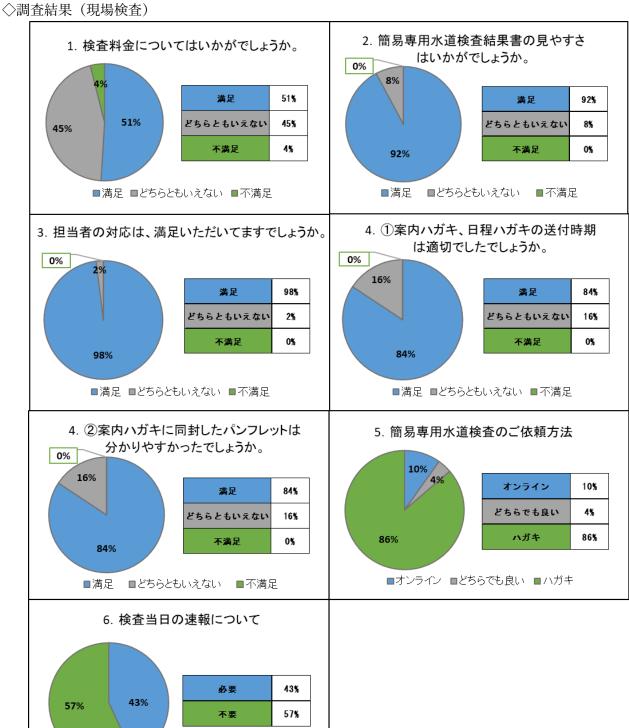
今後のサービスの向上・調査を目的として、顧客アンケートを実施したところ、以下のような結果とな りましたので、ご報告致します。

◇実施期間: 2023 年 1 月 4 日~2023 年 3 月 31 日

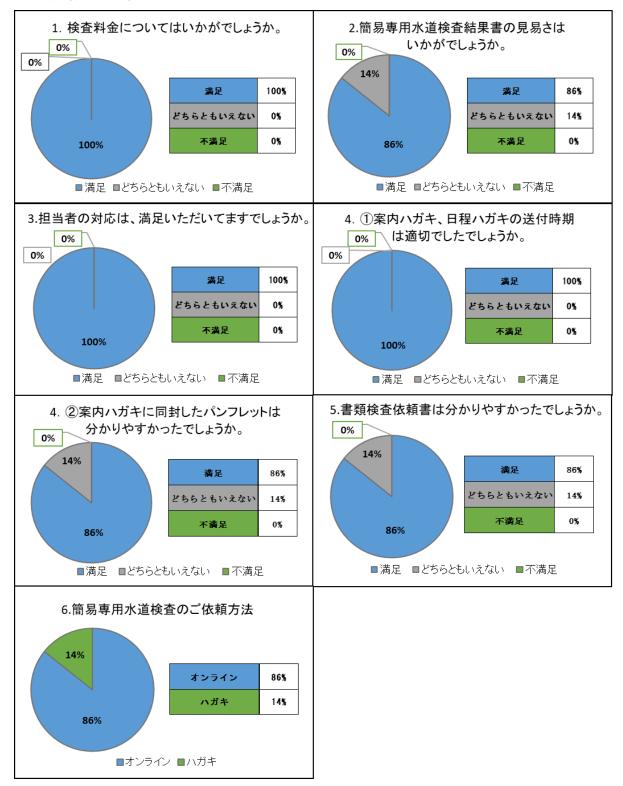
■必要 ■不要

◇調査対象:2023年1月4日~2023年3月31日に現場検査・書類検査を実施したお客様

◇配布方法:郵送(検査結果書に同封)



◇調査結果(書類検査)



◇その他 ご意見

- ・依頼方法がオンラインになっても検査月が近づいたら案内連絡がほしい。
- ・検査になぜ消費税がかかるのか。

◇検討・改善項目

・案内ハガキ同封のパンフレット改善について

前回(2022 年 2 月~3 月実施)、現場検査のお客様でパンフレットの内容に「満足」と回答した方は90%、「どちらともいえない」が5%、「未回答」が5%だったことに対し、今回「満足」が84%、「どちらともいえない」が16%と、「満足」と回答する方が減少する結果となりました。又、書類検査のお客様からも「満足」が86%、「どちらともいえない」が14%と同じような割合で回答を頂きました。このことから4月よりパンフレットの内容を改め、HPに掲載しております。今後もお客様からのご意見を参考に改善に努めて参ります。

・現場検査当日の速報の検討について

前回、必要だと回答した方が全体の2割程度でしたが、今回全体の約4割を占める結果となりました。 今後、検査にお伺いした際速報が必要なお客様を対象にお渡しすることができるよう検討していきます。

・お申し込みのオンライン化について

前回のアンケートでも課題となりました、現場検査ご依頼のオンライン化は現在も検討を進めておりますが、今回特に、書類検査でのご依頼のオンライン化を希望するお客様が多くみられました。現在書類検査のご依頼は往復はがきでお受けし、提出書類は郵送・あるいはメールで受付けておりますが、HP等の専用フォームからご依頼や提出を可能にする等、現場検査同様引き続き検討を進めて参ります。

・「その他 ご意見」検査になぜ消費税がかかるのかについての回答

検査料金についてですが、厚生労働省事務連絡「簡易専用水道検査業務の手数料に係る消費税の取扱いについて」に基づき、課税させて頂いております。なお、こちらの回答は簡易専用水道検査 HP「Q&A」にも掲載させて頂きます。

検査業務の手数料に関し、消費税の取扱いは次のとおりとなっている。

- ○検査業務の実施主体が、
- ・「登録機関」である場合には消費税課税(消費税法施行令12②二に規定する国又は地方公共団体等が法令に基づいて行う事務に係る業務の提供に該当しないため)。

厚生労働省事務連絡「簡易専用水道検査業務の手数料に係る消費税の取扱いについて」一部抜粋 (◎URL https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000678283.pdf)

お忙しいところ、貴重なご意見・ご感想をありがとうございました。